

新型インフルエンザ対策マニュアル策定指針 (抜粋)

平成22年12月

厚生労働省健康局水道課

資料 B 1 新型インフルエンザに関する Q & A

Q 1 水道水からインフルエンザに感染しますか？

A 1 塩素消毒は、インフルエンザウイルスに有効に作用します。水道水中の遊離残留塩素濃度を通常通り確保すれば、ウイルスを 1 分以内に 99.9%不活化することが報告されており、水道水の飲用等ご利用については問題ありません。

なお、一般的にインフルエンザの感染経路は、飛沫感染（咳やくしゃみによる飛沫からのインフルエンザウイルスの感染）と接触感染（ウイルスの付着したものに触り、その触った手指で口や鼻に触る事による感染）です。

Q 2 浄水場職員が感染した場合、水道水に影響はありますか？

A 2 一般的にインフルエンザウイルスに対し塩素消毒が有効であることから、職員が感染した場合も、適正な浄水処理及び消毒を行っており、水道水によるインフルエンザ感染の恐れは無く、水道水は安心してご利用いただけます。

Q 3 職員に感染者が発生した場合、断水しませんか？

A 3 水道課では、新型インフルエンザ対策マニュアルを策定して、職員が感染した場合を想定して、水道業務経験者のリストを作成し代替人員を確保する事としています。また、優先業務を定め、緊急でない業務については一時停止等を行い、少数の人員で給水が継続できるように配慮しておりますので、直ちに水道が止まることはありません。

Q 4 水道水での手洗いや、うがいは感染予防に効果がありますか？

A 4 水道水は安全で、塩素消毒の効果があり、手洗い、うがいを行うことは感染予防に有効であるといわれています。

なお、手洗いは、石鹸等を用いて最低 15 秒以上行うことが望ましく、洗った後は清潔な布やペーパータオル等で水を十分にふき取ってください。

Q 5 浄水場等の見学はできますか？

A 5 （見学中止時）現在、市内および近隣都市で新型インフルエンザが流行している状況から、浄水場等水道施設の見学はお断りしています。再開に当たっては、HP等でお知らせいたします。

（見学実施時）通常どおり見学等対応を行っております。ただし、事前にインフルエンザ症状（発熱・せき等）の方がいないなどの健康状態を確認させていただく事もあります。